

「都市計画法第34条第13号」の運用基準

(平成12年 4月 1日施行)

(平成19年11月30日施行)

「都市計画法第34条第13号」に規定する建築物又は第1種特定工作物とは、市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更してその区域が拡張された際、土地又は土地の所有権以外の権利を有していた者が、自己の住居若しくは業務の用に供する建築物又は自己の業務の用に供する第1種特定工作物に係るもののうち、次の各項に該当するものとする。

- 1 都市計画法第34条に規定される提出がされているものであり、提出の内容と当該計画が適合していること。
- 2 申請建築物等は、用途、規模、構造、設備が周辺の土地利用からみて、適切なものであること。
- 3 当該土地が農地であるときは、農地転用の許可が受けられるものであること。